



サービス付き高齢者向け住宅きらめきの郷

重要事項説明書

医療法人やわらぎ

空知郡南幌町栄町1丁目1番20号

サービス付高齢者向け住宅「きらめきの郷」入所利用約款

(約款の目的)

第1条 サービス付高齢者向け住宅 きらめきの郷（以下「当住宅」という。）は、60歳以上の方、若しくは要支援・要介護認定を受けられた方に対して、状況把握（安否確認）サービス、生活相談サービスの提供を行い、日常生活を営む為に必要な医療・福祉サービスの提供を受ける事が出来る良好な居住環境を整え、安心と尊厳のある生活を保証する。また、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して生活を営むことができるように支援を提供し、一方、利用者又は利用者の身元を引き受ける者（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、入居者がサービス付高齢者向け住宅重要事項説明に関する同意書を当住宅に提出した後から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当住宅を利用することができるものとします。

(入居者からの解除)

第3条 入居者及び身元引受人は、当住宅に対し、退居の意思表示をすることにより、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。予告期間は1か月とします。

(当住宅からの解除)

第4条 当住宅は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

- ① 個室での生活、少人数による共同生活を営むことになんらかの支障が生じた場合
- ② 入居者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当住宅での適切なサービスの提供を超えると判断された場合
- ③ 入居者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ④ 入居者が、当住宅、当住宅の職員又は他の入居者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当住宅を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 入居者及び身元引受人は、連帯して、当住宅に対し、本約款に基づくサービスの対価として、料金表をもとに計算された月ごとの合計額及び入居者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当住宅は、入居者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、入居者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃までに発行し、送付いたします。入居者及び身元引受人は、連帯して、当住宅に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は事業者の指定した方法によります。

3 当住宅は、入居者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、入居者又は身元引受人に対して、領収書を発行いたします。

(記録)

第6条 当住宅は、入居者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2 当住宅は、入居者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（入居者の代理人を含みます。）に対しては、入居者の承諾その他必要と認められる場

合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当住宅は、原則として入居者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、医師が中心となり、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録用紙に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当住宅とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。退職後も同様の扱いとします。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター（介護予防支援事業所））等との連携
- ③ 入居者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 入居者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(医療体制)

第9条 当住宅は、入居者に対し、医学的検査や受診（健康の保持や疾病の管理等）が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療や治療を依頼することがあります。

- 2 当住宅は、入居者に対し、当住宅におけるサービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入居利用中に入居者の心身の状態が急変した場合、当住宅は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当住宅は、入居者に対し必要な措置を講じます。

- 2 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当住宅は入居者の家族等又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 入居者及び身元引受人は、当住宅の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、管理者に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。また、公的機関でも苦情申し立てが出来ます。

・当住宅相談窓口担当者 管理者 岡村 明紀

011-378-0091

・公的機関での苦情申し立て窓口

北海道

011-204-6310

国保連合会

011-231-5175

その他各市町村介護保険総合窓口 あいくる 011-378-5888

(賠償責任)

第12条 当住宅は、サービス提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした

場合には、その損害を賠償します。

但し、入居者に故意又は過失が認められ、かつ入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 当住宅は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当住宅は損害賠償責任を免れます。

(1) 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。

(2) 入居者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。

(3) 入居者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。

(4) 入居者が、事業者及び従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、入居者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

サービス付高齢者向け住宅きらめきの郷のご案内

(令和4年1月1日現在)

1. サービス付高齢者向け住宅概要

1) 施設名等

施設の名称	きらめきの郷
施設住所	空知郡南幌町栄町1丁目1番20号
電話番号	(011) 378-0091
FAX番号	(011) 378-0986
開設年月日	平成24年12月21日
管理者	岡村明紀
施設の種類	サービス付高齢者向け住宅
施設の定数	入居：12名

2) 施設の目的

本事業は、60歳以上の方、若しくは要支援・要介護認定を受けられた方に対して、状況把握（安否確認）サービス、生活相談サービスの提供を行い、日常生活を営む為に必要な医療・福祉サービスの提供を受ける事が出来る良好な居住環境を整え、安心と尊厳のある生活を保証する。また、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して生活を営むことを支援するといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

3) 施設の理念

「笑顔・和・自律」

心やわらぐ環境の中で誰もが人生の主演として人と人とのつながりを持って、生き生きと輝いた笑顔ある生活を送ることが出来るように支援します。

4) 施設の運営方針

- (1) 事業所において、提供するサービス付き高齢者向け住宅事業は、高齢者の居住の安定確保に関する法律ならびに関係する厚生省令、告示の趣旨および内容に沿ったものとする。
- (2) 入居者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたつたサービスの提供に努めると共に個別の計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- (3) 利用者およびその家族に対し、サービスの内容と提供方法について分かり易く説明する。
- (4) 適切な専門技術を持ってサービスを提供する。
- (5) 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

2. 居室の概要

	居室・設備の種類	室数	備品
2階	1人部屋（個室）	12室	トイレ・家具・洗面台付

3. 入居後の居室の変更

入居後、入居者から居室変更の希望の申し出があった場合、居室の空き状況により住宅でのその可否を決定します。

また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者やご家族（身元引受人）との協議のうえ決定するものとします。

4. 施設備品等概要

施設備品種類		室数	備品
2階	食堂	1室	食卓・椅子・他
	談話室	1室	テーブル・ソファ・椅子・ラジカセ他
	浴室	2室	シャワーチェア他
	台所	1室	オーブンレンジ、冷蔵庫、コーヒーマーカー他

高齢者住まい法が定める基準により、サービス付高齢者向け住宅に必要な義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、入居者に特別にご負担いただく費用はありません。

5. 職員の配置状況（主たる職員）

当住宅では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	非常勤	夜間	指定基準
管理者	1	0	0	1
介護スタッフ	1（兼務）	0	1	0
調理スタッフ	4	0	0	0
生活支援スタッフ	6（兼務）	0	0	0

6. サービス内容

1. 状況把握（安否確認）サービス

サービス付き高齢者向け住宅事業の開始に際し、利用者の心身の状況、希望およびそのおかれている環境を踏まえて、アセスメントを作成する。

2. 生活相談サービス

心身の機能、その他病状や生活環境を踏まえ、状況把握の実施、生活相談を行い、必要な機関との連絡調整、ご家族への連絡を行う。

3. 栄養管理・食事提供サービス

当施設では食事作りを外部委託せず、直営にて行っております。四季折々の食材や栄養のバランスを考え、障がいの程度や病状に応じた食事を提供いたします。当施設では、医師の指示のもと、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに利用者の健康状態や身体状況、および嗜好を考慮した食事・栄養計画(栄養ケアマネジメント)を作成します。

食事時間

食事は原則として食堂でおとりいただきます。

朝食： 7時30分～9時00分

昼食： 12時00分～13時30分

夕食： 17時30分～19時00分

7. 健康管理サービス

当住宅では、以下の医療機関と連携をとっています。

- ☆ 町立南幌病院 内科・外科 南幌町元町2丁目2番1号
- ☆ みどり野医院 内科・眼科 南幌町栄町1丁目1番20号
- ☆ 榆の会こどもクリニック 歯科 札幌市厚別区厚別町下野幌49番地
- ☆ 長沼町立病院 精神神経科 長沼町中央南2丁目2番1号
- ☆ 新札幌脳神経外科病院 脳神経外科 札幌市厚別区上野幌1条2丁目1番10号
- ☆ 江別市立病院 総合科 江別市若草町6番地の1
- ☆ 島松病院 精神科 恵庭市西島松570番地

8. 理美容サービス

当住宅では、月に2回理美容師の出張派遣による理美容サービスをご利用いただけます。

9. その他

これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

10. 利用料金の支払い方法

利用料金の請求費用は1ヵ月毎に計算し、翌月の10日頃に請求いたしますので、当月の25日までに以下のいずれかの方法にてお支払い下さい。なお、1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算いたします。

- (1) 当法人事務窓口での現金支払い。
- (2) 下記指定口座への振込み。

北海道銀行	北広島支店	普通預金	口座番号	0702038	
空知信用金庫	南幌支店	普通預金	口座番号	0340320	
ゆうちょ銀行		記号	19790	番号	3189541

11. 御利用にあたっての留意事項

1) 金銭・貴重品について

- (1) 貴金属・多額の現金・預金通帳・カード類等は、自己管理に努めるようお願い致します。事情のある場合に関しては、施設でお預かり致しますのでご相談下さい。
(個人管理の下での破損・紛失・盗難には責任を負いかねます。)

2) 喫煙について

- (1) 住宅内は禁煙です。

3) ご遠慮いただきたいこと

- (1) 住宅内用運動靴は、靴紐が無いものをご用意下さい。また、スリッパは転倒の危険性もあるため禁止とさせていただきます。
- (2) 安全管理の為、はさみ、剃刀、ナイフ類の持込む場合は管理に努めて頂くようお願い致します。

4) 面会について

- (1) 面会時間の制限はございません。
- (2) 面会の際は、面会簿にお名前をご記入下さい。
- (3) 居室での飲食および大声での談話など他の人の迷惑にならないようお願い致します。
- (4) 食中毒防止のため、家庭やお店で調理された食品（お寿司・お餅、赤飯、お弁当、お惣菜）、卵、筋子、タラコ等の生物、食中毒の危険性がある食品の持込は職員にお伝えください。その他誤飲、窒息等の危険防止のため食品をご持参される場合についても、職員にご相談下さい。

5) 外出・外泊について

- (1) 特に制限はございません。食事のキャンセルの関係もございまして、前日の17時迄に管理者迄お知らせください。
- (2) 外出及び外泊の方は、必ずお迎えの方をお願いしております。ご協力をお願い致します。

12. 非常災害対策

当住宅では、非常及び災害対策といたしまして以下のとおり設備及び訓練等を行っております。

- (1) 防災設備 非常放送設備、スプリンクラー、消火器、消火栓、非常救助袋
- (2) 防災訓練 年2回実施

13. 禁止事項

当住宅では、利用者の方々に安心して過ごしていただくために以下の行為を禁止します。

- (1) 営利行為
- (2) 宗教の勧誘
- (3) 他利用者への迷惑行為
- (4) 特定の政治活動及び勧誘
- (5) ペットの持ち込み

1 4. 個人情報の保護および利用目的

当住宅とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た入居者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

1 5. 事業者概要

1) 事業者名等

事業者名	医療法人やわらぎ
法人の種類	医療法人
代表者名	理事長 湊 屋 洋 一
所在地	空知郡南幌町栄町1丁目1番20号
設立年月日	平成3年7月1日

2) 法人の理念

医療法人やわらぎは、診療所および介護保健施設を経営し、科学的で適正な医療を提供する。なお、疾病や負傷等により寝たきりの状態等にある高齢者に対し、医学的管理の下、心身の状況等に応じた良質な看護介護等のサービスを提供する。また、自立支援に基づく、安全で快適な安らぎのある環境を提供し、地域においては、医療と福祉の向上および普及の推進を図る。

3) 法人の行動指針

- (1) 法人に帰属する職員として、固有の専門性をもち、1人ひとりが、その専門性を最大限に活かし高めることで、サービスの質の確保と向上に貢献するように努める。
- (2) 治療および身体機能に応じた良質で思いやりのあるサービスの提供に努める。
- (3) 治療およびリハビリテーションを通して自発的自己実現への支援を図る。
- (4) 尊厳と自己決定の尊重を図る。
- (5) 生きがいのある機会を積極的に提供する。
- (6) 生活環境の向上(患者・利用者さんを尊重した明るく清潔で健全な施設の環境保全)を図る。
- (7) チームワークに裏付けされた公正で適切なサービスの提供に努める。
- (8) 緊急および災害に備えた危機管理を徹底し安全な環境の提供に努める。
- (9) 社会参加と地域社会への貢献を図る。

4) 関連施設、介護保険事業所等

(1) 南幌町

- みどり野医院 (外来および入院 19床)
- 介護老人保健施設ゆう (入所 70床、ショートステイ、通所リハビリテーション)
- 訪問リハビリステーション Re・ハッスル
- 訪問看護ステーション マーガレット
- 居宅介護支援事業所 アザレア
- ヘルパーステーションおひさま
- グループホーム 鶴城の郷
- グループホーム みどり野の郷
- 地域密着型デイサービスセンター みどり野
- わかば鍼灸院

(2) 北広島市

- デイサービスセンター なのはな
- グループホーム共栄の郷

サービス付高齢者向け住宅でのサービスについて

(令和4年1月1日現在)

1. 利用料金の概要

1) 基本料金

- ①食費 朝食 335円 昼食 560円 夕食 440円
(1日当たり) 1,335円
- ②家賃(1月当たり) 32,000円
- ③共費(1月当たり) 22,000円
- ④安心見守りサービス(1月当たり) 10,000円
- ⑤電気料金(1月当たり) 5,000円
- ⑥冬季暖房費(1月当たり/11月～3月のみ) 4,500円

2) 支払い方法

- 毎月10日までに、前月分の請求書を発送しますので、その月の25日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- お支払い方法は、現金、銀行振込の2方法があります。

2. 急変時における基本的支援内容

- ① 急変時においては、血圧測定・検温およびバイタルサイン(症状・兆候)を確認し当ホームの医療連携の看護師に連絡し判断を仰ぐ。
- ② 救急搬送時は、職員が付き添い、症状および既往歴など医師の必要とする情報を提供し、家族の到着まで付き添いを行う。
- ③ 緊急を伴う状況でない場合は、看護師および協力医療機関の医師等の指示による、適切な処置方法、介護、観察を行う。
- ④ 同時に、家族への連絡を行い、必要な情報提供と説明を行う。

3. 入院時における基本的支援内容

- ① 医療情報および介護状況等、入院に際し必要な情報を書面にて提供する。
- ② 日用品等、当住宅で準備できる持ち物を用意する。
- ③ 入院中の付き添いは原則、家族により行ってもらう。
- ④ 病院および家族にとって必要な連絡調整や連携等の援助を行うものとする。
- ⑤ 当住宅利用料の内、入院中における食費および共益費は請求から除外されるが、家賃は確保・保全の観点から請求する。
- ⑥ ただし、入院が1ヶ月以上に及ぶ場合や事前に退院の目処が立たない場合は、本人および家族との合意をもって契約解除とし、室料は退去日までの日割り請求とする。
- ⑦ 入院における費用は本人負担とする。

<別紙3>

医療法人やわらぎ

個人情報保護に関する方針について

医療法人やわらぎでは、「科学的で多角的な医療と福祉の提供」を理念の中心に掲げ、日々努力を重ねております。患者・利用者様の個人情報についても個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員および関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

I. 個人情報に関する法令・規範の遵守について

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。また、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全な予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

II. 個人情報の収集・利用・提供について

当法人では、患者・利用者様の個人情報を内部規定に従って収集し、別記の目的で最小限利用・提供させていただきます。これら以外の事柄が生じた場合には、改めて患者・利用者様から同意をいただきますので、ご協力ください。

III. 個人情報の開示・訂正・利用停止について

当法人では、患者・利用者様の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、規定にしたがって行っております。ご自身の記録の閲覧や謄写、訂正、利用停止をご希望の際は、遠慮なく担当職員、相談窓口までお申し出下さい。

(開示、謄写には必要な実費をいただきますのでご了承ください。)

IV. ご希望の確認と変更について

医療・福祉サービスをご利用される前に約款および契約書において、ご希望を確認させていただきますが、一度出されたご希望をいつでも変更することが可能です。

なお、訪問、面談の変更等、必要な時には電話等で当法人よりご連絡することがございますので、ご了承ください。

V. 教育および継続的改善について

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

VI. 相談窓口について

ご質問やご相談、手続きの詳細のほか、不明な点につきましては、各部署責任者や苦情相談窓口までお気軽におたずねください。

－通常の業務で想定される個人情報の利用目的－

【患者・利用者様等への医療・福祉サービスの提供に必要な利用目的】

1. 当法人での利用

- 1) 患者・利用者様に提供する医療・介護サービス
- 2) 医療・介護保険・市町村事業等事務
- 3) 会計・経理
- 4) 質向上・安全確保・医療介護事故あるいは未然防止等の分析・報告
- 5) 患者・利用者様への医療・介護サービスの向上

2. 他の事業所等への情報提供

- 1) 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- 2) 他の医療機関、介護施設等からの照会への回答
- 3) 患者・利用者様の医療・介護等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 4) ご家族様等への病状や心身の状況説明
- 5) 医療・介護保険事務の委託
- 6) 審査支払機関または保険者へのレセプトの提出
- 7) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 8) 賠償責任保険、損害賠償保険等に係わる医療・介護に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- 9) その他患者・利用者様への医療・介護保険・市町村事業等事務に関する利用

【上記以外の利用目的】

1. 当法人での利用

- 1) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2) 医療・介護等の学生実習および研修への協力
- 3) 症例研究

2. 学会・学会誌・広報誌等での利用

- 1) 特定の患者・利用者様、その関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌、または広報誌等での利用は、氏名、生年月日、住所等の消去や映像処理することで匿名化し、匿名化が困難な場合は、本人の同意を得る

3. 他の事業所等への情報提供を伴う事例

- 1) 外部監査機関への情報提供
- 2) 当該患者・利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

医療法人やわらぎ理事長